

城陽市木造住宅耐震改修等事業費補助金制度の拡充について

本補正予算に上程している木造住宅の耐震改修に係る補助金の拡充について、以下のとおり報告します。

1 概要

令和 6 年能登半島地震に伴い、耐震性の不足する住宅において多数の倒壊被害等が生じたことに鑑み、本市制度の拡充を行うこととし、令和 6 年度及び令和 7 年度に限り、耐震改修に係る補助金額の上限を 1 0 0 万円から 1 5 0 万円に引き上げるもの。

2 耐震改修事業

○対象住宅

次の項目すべてに該当する木造住宅が対象

- ①昭和 5 6 年（1 9 8 1 年）5 月 3 1 日以前に着工されていること
- ②3 0 戸／h a 以上の住宅が建築されている区域に建築されていること
- ③住宅以外の用途を兼ねる場合は、住宅の用途に供する部分の床面積が当該建築物の床面積の 1 / 2 以上であること
- ④城陽市木造住宅耐震診断士派遣事業による耐震診断を行っていること
- ⑤過去に耐震改修等に係る補助を受けていないこと

○申請対象者

耐震改修等を行う住宅の所有者、居住者（賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者）または居住予定者

○対象工事

耐震診断の結果、地震に対する強度を示す評点が1.0未満と診断された木造住宅に対して行う耐震改修工事で、評点を1.0以上に向上させるもの（当分の間、評点を0.7以上に向上させるものも含む）

3 現行と拡充後の補助金内訳等

《現行》

補助対象 経費	補助金 (4/5)	補助金負担内訳		
125万円	100万円	国 50万円	府 25万円	市 25万円

《拡充後》

補助対象 経費	補助金 (10/10)	補助金負担内訳 ※上限50万円		
150万円	150万円	国 50万円	府 50万円	市 50万円

※拡充対象となる工事は、耐震改修工事で評点を1.0以上に向上させるもの

4 施行期日

- ・制度拡充の対象は、令和6年4月1日以後に同補助金交付申請書を提出された方に適用

5 制度の周知方法

- ・市ホームページへの掲載（7月1日から）
- ・広報じょうよう（7月15日号）への掲載